

建設業許可の手引き

(新規・更新・変更届等)

許可申請書類の受付及び相談

1 日時

月曜日から水曜日まで

午前 9:00～11:00

午後 1:00～ 4:00

2 場所

山梨県 県土整備部 県土整備総務課
建設業対策室

甲府市丸の内1-6-1 北別館3階

TEL:055-223-1843

令和7年2月

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室

はじめに

この手引きは、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などをまとめたものです。

注記により本文の内容に説明を加えておりますが、はじめて建設業法に基づく許可を受けようとする方は注記を読み飛ばすなどして本冊子を御利用ください。

直近5年の主な変更点について

<建設業法等改正に伴う改正> (令和6年12月より、令和7年2月より)

- ・建設業法施行規則等の改正(令和6年12月13日施行)により、専任技術者が営業所技術者及び特定営業所技術者(以下、「営業所技術者等」となりました。
- ・建設業施行令等の改正(令和7年2月1日施行)により、特定建設業許可が必要な下請契約等の金額要件について改正しました。

<建設業法施行規則等改正に伴う改正> (令和5年7月より)

- ・技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間(指定学科卒と同等)の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。

<電子申請の開始に伴う改正> (令和5年4月より)

- ・申請者及び届出者の住所について、事実上の住所と登記上の住所が異なる場合は、これまで二段書きによる記載を求めていましたが、登記上の住所のみを記載することとしました(※申請書中の「主たる営業所の所在地」は、これまでどおり事実上の住所を記載してください)。
- ・各種申請書の内「申請者」及び「届出者」の欄の記載について、これまで肩書を必須としていましたが、肩書の記載を任意とします。
- ・専任技術者の「有資格区分」について、これまで山梨県独自の取扱いとして有する資格全てを記載できることとしておりましたが、山梨県独自の取扱いを廃止しました。

<建設業法等改正に伴う改正>

- ・建設業法等の改正(令和5年1月1日施行)により、特定建設業許可が必要な下請契約等の金額要件について改正しました。
- ・建設業許可事務ガイドラインの改正(令和4年12月28日)により、営業所の使用権原について確認することとしました(営業所の写真を貼付する台紙に自己所有又は賃貸借の別を記載するとともに賃貸借の場合に使用権原の確認をします)。

<印鑑証明書提出の廃止について>（令和4年4月より）

- ・新規申請時の提出書類であった印鑑証明書について、提出不要としました。

<専任技術者等の常勤性について>（令和3年12月より）

- ・経營業務管理責任者、営業所専任技術者及び令第3条に規定する使用人に求められている「常勤」については、テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含むものとされました。

<電気通信工事業 主任技術者要件の追加>（令和3年12月より）

- ・電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者として、電気通信事業法の規定による「工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者」が追加となりました。

<許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止について>（令和3年4月1日施行）

- ・国土交通大臣への建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務を廃止しました。

<解体工事業の技術者要件に係る経過措置の延長>（令和3年4月1日施行）

- ・既存のとび・土工工事業の技術者要件を満たす技術者を解体工事業に係る技術者要件を満たす技術者とみなす経過措置について、令和3年6月30日まで延長されました。

<経營業務管理要件の変更について>（令和2年10月1日施行）

- ・許可の基準のうち、経営能力に関する基準を、個人の経験（経營業務管理責任者）から事業所の体制（常勤役員等）へと見直し、経営能力が担保できる体制が整っていれば要件を満たすこととなりました。
- ・適切な社会保険に加入していること（適用除外事業所を除く）が要件となりました。

<事業承継及び相続の認可制度を創設>（令和2年10月1日施行）

- ・事前の認可申請により、事業承継（譲渡及び譲受け・合併・分割）時や相続時に、建設業許可を引き継ぐことが可能となりました。

<国家資格者等・監理技術者一覧表の廃止について>（令和2年4月1日施行）

- ・国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第十一号の二）が廃止され、提出不要となりました。

※実務経験による主任技術者の届出書（県独自様式）も合わせて提出不要とします。

[凡 例]

- 1 法令は、令和7年2月1日現在によります。
- 2 法令の略語は、次の例によります。

法＝建設業法

令＝建設業法施行令

規則＝建設業法施行規則

- 3 告示、通知及び文献の引用についての略語は、次の例によります。

昭和47年建設省告示第351号＝昭和47年3月8日建設省告示第351号

昭和47年建設省計建発第54号＝昭和47年3月18日建設省計建発第54号

ガイドライン＝平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」

目 次

はじめに [凡 例]

直近5年の主な変更点について

第1章 建設業法の目的及び定義

1	建設業法の目的(法第1条)	3
2	用語の定義(法第2条)	3

第2章 建設業の許可について

1	建設業を営むには許可が必要	7
1	建設業の許可制度	7
2	業種別許可制度	7
3	適用除外	7
4	どの業種の許可を受ければよいか	8
	(1)許可申請業種の選定[8] (2)一式工事に係る建設業の許可のみを受けた場合の留意点[8]	
	(3)附帯工事[8] (4)一式工事と附帯工事を伴う専門工事[9]	
2	許可の区分	16
1	大臣許可と知事許可	16
2	一般建設業の許可と特定建設業の許可	16
	(1)いずれの許可を受けるべきか。(17) (2)特定建設業者のみに認められる下請契約(17)	
	(3)特定建設業者に対する規制(17)	
3	許可の有効期間と更新の申請	18
1	許可の有効期間と更新申請の期限	18
2	許可の更新申請の受付開始及び留意事項	18
3	更新の手続を怠った場合	18
4	更新申請の効果	18
4	許可を受けるための要件	19
1	経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者を有していること	19
	(1)適切な経營業務管理の体制[19] (2)「常勤」性の意義[20]	
	(3)適切な社会保険への加入[21]	
2	営業所ごとに営業所技術者等を専任の者として置く者であること	21
	(1)説明[21] (2)「専任」の意義[22]	
3	請負契約に関して誠実性を有していること	24
4	請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること	24
	(1)説明[24] (2)判断基準[25]	
5	欠格要件等に該当しないこと	26
5	許可を受けるための手続	28
1	許可申請の提出から許可まで	28
	(1)提出場所及び受付日[28] (2)許可申請から許可までの流れ[28]	
2	許可申請書類の取扱先	28
3	許可申請書類の提出部数等	29
4	許可の申請区分及び許可手数料等	30
5	許可手数料の納入方法	31
6	許可通知書の交付	31
7	許可の有効期間の調整について	31
8	許可換えについて	32
	(1)大臣許可から知事許可に許可換え[32] (2)知事許可から大臣許可に許可換え[32]	
	(3)他の都道府県知事許可から山梨県知事許可に許可換え[32]	

9	許可番号等の引継ぎについて	32
第3章 各種一覧表		
	【各種一覧表に関する説明】	35
1	建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表	36
2	確認書類一覧表	37
3	技術者の資格表	40
4	指定学科表	46
5	大臣・知事コード番号表	48
6	山梨県市町村コード番号表	48
7	建設業の業種・略号等一覧表	49
8	国家資格の試験実施機関一覧表	50
第4章 許可取得後の留意事項等		
1	標識の掲示等	52
1	標識の掲示 (1)店舗に掲げる標識〔52〕 (2)建設工事の現場に掲げる標識〔52〕	52
2	帳簿の備付け (1)帳簿の記載事項〔53〕 (2)添付書類〔54〕 (3)営業に関する図書〔54〕 (4)帳簿の記載方法〔54〕 (5)保存期間〔54〕 (6)営業に関する図書の保存期間〔54〕	53
2	許可を受けたあとの届出	55
1	変更等の届出事項と提出書類	55
2	組織変更等に伴う手続	56
3	決算終了後の変更届	56
4	廃業届について	57
3	その他の留意事項	58
1	建設工事を受注するときの留意事項 (1)書面による契約〔58〕 (2)契約の内容〔58〕 (3)注文者の義務〔59〕 (4)受注者の義務〔59〕 (5)経営事項審査〔60〕	58
2	建設工事を施工するときの留意事項 (1)施工体制台帳及び施工体系図の作成〔61〕 (2)工事現場への技術者の配置〔61〕	61
3	建設業の許可申請書の閲覧 (1)閲覧日時〔63〕 (2)閲覧場所〔63〕 (3)閲覧に当たっての注意事項〔63〕	63
4	建設業許可と浄化槽工事	64
5	建設業許可と解体工事	64
6	建設業許可と電気工事	65
7	住宅瑕疵担保履行法について	65
第5章 許可申請書類等の記載例		
	【記入上の注意】	67
	建設業許可申請書表紙	68
	建設業許可申請書	70
	役員等の一覧表(別紙一)	76
	営業所一覧表(新規許可等)(別紙二(1))	78
	営業所一覧表(更新)(別紙二(2))	81
	<収入証紙等はり付け欄>(別紙三)	83
	営業所技術者等一覧表(別紙四)	84

工事経歴書	86
直前三年の各営業年度における工事施工金額	89
使用人数	91
誓約書	93
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	95
常勤役員等の略歴書	100
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	102
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	110
営業所技術者等証明書(新規・変更)	112
証明書等に関する取り扱い	119
実務経験証明書	120
指導監督的実務経験証明書	123
令第3条に規定する使用人の一覧表	125
許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	127
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	129
株主(出資者)調書	131
財務諸表(法人用)	133
貸借対照表(法人用)[134] 損益計算書(法人用)[139] 完成工事原価報告書(法人用)[143]	
株主資本等変動計算書	145
注記表	148
事業報告書(株式会社用)	154
財務諸表(個人用)	157
貸借対照表(個人用)[158] 損益計算書(個人用)[161]	
営業の沿革	164
所属建設業団体	166
健康保険等の加入状況	168
主要取引金融機関名	170
定款、商業登記簿謄本及び納税証明書に関する取り扱い	172
融資証明願	174
営業所写真台紙	175
変更届出書	177
届出書	183
廃業届	185
建設業許可証明(確認)願	187
変更届出書(決算終了後)	189
勘定科目分類表	190
貸借対照表[190] 損益計算書[197] 完成工事原価報告書[202]	

第6章 許可の承継について

1 許可の承継について	204
2 認可制度の概要	204
3 認可の要件	205
4 事前相談	206
5 申請方法	207
6 申請及び相談受付場所・時間	207
7 申請手数料	207
8 許可番号	207

9	許可の有効期限	207
10	認可の通知	208
11	承継の範囲	208
12	認可申請等の取り下げ	208
13	認可申請書類及び確認書類	208
	認可申請書提出書類一覧表	209
	譲渡及び譲受け認可申請書	212
	合併認可申請書	219
	分割認可申請書	226
	相続認可申請書	233
	誓約書(社会保険関係)	239
	届出書(大臣認可申請関係)	241

第1章 建設業法の目的及び定義

1 建設業法の目的(法第1条)

建設業とは、土木建築に関する工事(建設工事)の完成を請け負う営業をいいます。

建設工事においては個人の生活の拠点となる住宅や、社会生活を営むため必要不可欠である道路、橋梁、上下水道等の社会資本、さらに経済社会の発展の基礎となる工場、事務所等の各種産業施設、あるいは学校、病院等の教育施設、医療施設などが施工の対象となるため、建設業は、豊かで均衡のとれた国土の発展、健康で文化的な国民生活の向上などに重要な関係を持つ産業の一つであり、また建設工事の適正な施工は、個人の生活や公共の利害に重大な影響を与えることができます。

建設業法は、このような建設産業の重要性を背景として昭和24年に制定され、その目的は、①建設工事の適正な施工を確保(注)して**建設工事の発注者を保護**すること、②**建設業の健全な発達を促進**することにあります。このような法の目的を達成するため、建設業の許可制度の実施、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化のほか、下請負人の保護、建設工事の請負契約に関する紛争の解決、建設工事の施工技術の確保・向上、建設業者団体に対する指揮監督等について定めています。

(注) 「**適正な施工を確保する**」の意義 「適正な施工を確保する」とは、手抜工事、粗雑疎漏工事等の不正工事を防止することのほか、さらに積極的に建設工事の適正な施工を実現することを意味しており、これにより契約の目的にかなった工事の完成が担保され、「発注者を保護する」ことにつながります。

2 用語の定義(法第2条)

(1) 「**建設工事**」とは、土木建築に関する工事で表1<法別表>(4頁)の左欄に掲げるものをいいます。すなわち、土木一式工事、建築一式工事のほか大工工事、左官工事、電気工事等の専門工事があり、合計29の業種に分かれています。

(2) 「**建設業**」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。すなわち、営利の目的で建設工事の完成を請け負うことを営業とするものならば、使用される名義の如何を問わず、すべて建設業となります。ここでいう「**請負**」とは、仕事の完成を目的とする民法上の契約のことをいい(民法第632条)、建売住宅等の販売(これは売買契約)や、労働力の提供を目的とする雇用契約とは区別されなければなりません。

なお、除草、除雪、庭木の剪定等の作業の委託は「請負」といえませんが、土木建築に関する工事の完成を目的としないため、「建設工事の請負契約」には当たりません。

(3) 「**建設業者**」とは、法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。

(4) 「**下請契約**」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。

(5) 「**発注者**」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいいます。

(6) 「**元請負人**」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいいます。

(7) 「**下請負人**」とは、下請契約における請負人をいいます。

表1 - 建設工事と工事業の種類〈法別表〉

工 事 の 種 類	工 事 業 の 種 類
土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業

第2章 建設業の許可について

1 建設業を営むには許可が必要

1 建設業の許可制度

建設業を営もうとする者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするものを除き、建設業法に基づく許可を受けなければならないこととされています(法第3条第1項)。これは、施工能力、資力信用を有さない不良・不適格業者の建設市場への参入を排除することにより建設工事の発注者を保護しようとする考えによるものです。

この許可は、元請人、下請人、個人、法人等に関係なく必要なものです。

なお、不正な手段で許可を得たり、必要な許可を受けずに営業すると、取消処分(法第29条第1項第7号)、処罰(法第47条第1項第1号)の対象になります。

2 業種別許可制度

建設業の許可は、建設業の専門化、建設技術の高度化に対応するため、表1(4頁)左欄の**29の建設工事**の業種ごとに、同表右欄の工事業に分けて受けることとされています(法第3条第2項)。このため、許可を受けていない建設業に係る建設工事(政令で定める軽微な建設工事を除く。)については、原則として請け負うことはできません(例外:附帯工事。次頁-4-(3)参照)。

3 適用除外

建設業を営むには原則として、業種別に許可が必要とされているのですが、政令に定める軽微な建設工事(次の①又は②に該当する工事)は許可を受けずに請け負うことができます(法第3条第1項但書、令第1条の2)。

- ① 建築一式工事にあつては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事(金額には消費税等を含む。)又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事(注1)(注2)
- ② 建築一式工事以外の工事にあつては、工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事(金額には消費税等を含む。)(注3)

(注1) 「木造」、「住宅」の意義 「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものを、「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます(ガイドライン【第3条関係】3)。

(注2) 許可を要しない建築一式工事 1,500万円に満たない工事は許可が不要ですが、1,500万円を超える工事については、延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事のみ許可が不要です(金額には消費税等を含む。)

(注3) 「浄化槽工事」、「解体工事」に関する特則 「浄化槽工事」又は「解体工事」を請け負うためには、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事であっても、「浄化槽法に基づく登録若しくは届出」又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく登録」が必要となります。なお、「解体工事業」の登録については、建設業者が建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」又は「解体工事業」のいずれかの許可を受けている場合は不要です。ただし、その場合でも、工事1件の請負代金の額が500万円以上の解体工事については、許可を受けている各業種に属する解体工事しか請け負うことはできません(例えば、請負代金の額が500万円以上で総合的な企画・指導・調整のもとに土木工作物を解体する工事は、土木工事業の許可を受けていなければ請け負えません。)

4 どの業種の許可を受ければよいか

(1) 許可申請業種の選定

建設工事は、表1(4頁)左欄に掲げるとおり29の業種に分かれており、業種別許可制度との関係上、許可を受けようとする業種を事前に選定する必要があります。

しかし、各工事の内容は、他の工事の内容と重複する場合があります(例:ふすま工事は、内装仕上工事にも建具工事にも含まれます。)。また、実際の建設工事の中には、純粹に1つの工事のみでは成立せず、複数の工事が相互に補完しあって成立している工事も少なくありません。

したがって、許可を受けようとする業種の選定に当たっては、表2(10頁以下)の内容をもとに、総合的に判断することになります。

(2) 一式工事に係る建設業の許可のみを受けた場合の留意点

建設工事の種類は、**2つの一式工事**(土木一式工事及び建築一式工事)と、**27の専門工事**に分類されます。ここでいう一式工事は、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築工作物を建設する工事」を指し、主たる目的が専門工事の施工でないことを前提に、2つ以上の専門工事を有機的に組み合わせ、ある程度の規模を有する建設工事等を想定しています(注1)。

一式工事に係る建設業の許可のみを受けている場合、当該一式工事全体の完成は請け負えますが、一式工事を構成する個々の専門工事を単体で請け負うことはできません。例えば、一棟の住宅を建設する建築一式工事は、とび・土工工事、大工工事、左官工事、電気工事、屋根工事、管工事、内装仕上工事、建具工事等の専門工事からなる複合的な工事といえますが、個々の専門工事についての許可を受けていなくても、建築工事業の許可さえ受けていれば、工事を請け負うことができます。しかし、業種別許可制度との関係上、建築工事業の許可を受けていても、別途、上記の各専門工事の許可を受けていなければ、当該工事(税込み500万円以上の工事に限る。)単体で請け負うことはできません。

(3) 附帯工事－業種別許可制度の例外

附帯工事とは、主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいいます<ガイドライン【第4条関係】>。

業種別許可制度との関係上、許可を受けていない業種の建設工事については、原則として、請け負うことはできません。

しかし、実際の建設工事の多くは、単体の工事種類のみでは成立せず、主たる工事種類に従として附帯する他の工事種類に係る建設工事(附帯工事)が含まれます。

そのため、業種別許可制度を厳格に実施して、許可を受けていない業種の建設工事は一切請け負えないこととすると、建設工事の実際の施工において著しく不合理な面を生じさせ、注文者や請負人に不便を来すこととなります。

そこで、法は、業種別許可制度に対する例外として、許可を受けた建設業に係る建設工事以外の建設工事であっても、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば、一体として請け負うことは差し支えないこととしています(注2)(法第4条)。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討してください<ガイドライン【第4条関係】>。

(4) 一式工事と附帯工事を伴う専門工事

規模が大きい修繕工事等を請け負う場合、当該工事が、一式工事なのか、あるいは附帯工事を伴う専門工事になるのか判断に迷うことがあります。その場合には、次の①及び②を考慮して判断してください。

① 自分が請け負った建設工事の主たる目的は何なのか

ここでいう主たる目的とは、あくまで自分が建設工事を行う範囲のものです。例えば、大規模改築工事を請け負った元請から、下請けとしてモルタル補修を請け負った場合は、主たる目的はモルタル補修であり、大規模改築ではありません。この主たる目的が表2(10頁)のいずれに該当するのかを考慮してください。

② 自分が請け負った工事が一式工事(総合的な企画、指導、調整が必要な工事)か

ある程度の規模を有する工事(注3)でなければ総合的な企画、指導、調整が必要な工事とはならないので、2つ以上の専門工事が一体となっても、その規模が小さい場合は一式工事には当たりません。

一式工事の典型例は、道路工事、橋梁工事、住宅建設及びそれらの大規模な改修工事などです。

(注1) **一式工事** 土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます<ガイドライン【第2条関係】1>。

(注2) **附帯工事の具体例** 例えば、住宅等のモルタル補修のために下地を修理することは大工工事に当たりますが、この工事は左官工事の施工を主たる目的として行われるものであり、左官工事の附帯工事になりますので、左官工事業の許可を受けていれば、大工工事業の許可を受けていなくても、左官工事と一体として請け負うことができます。ただし、大工工事(税込み500万円以上の工事に限る。)を自ら行う場合は、大工工事業の許可を受けるために必要な技術者を自ら置かなければなりません(法第26条の2第2項)。自ら置かない場合には、大工工事業の許可を受けた建設業者へ下請けに出す必要があります。

(注3) **「ある程度の規模を有する工事」の意義** 「ある程度の規模を有する工事」として、山梨県では請け負った工事の額が少なくとも100万円を超える場合を想定しています。ただし、この想定は最低額の目安であり、100万円を超える工事がすべて一式工事となるわけではなく、工事の主たる目的が専門工事である場合には、一式工事とはみなされません。なお、判断に迷う場合は、申請窓口にて御相談ください。

表2 許可業種並びに建設工事の種類及び内容と例示

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号)	建設工事の例示 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正 平成29年11月10日国土建第276号)	区分の考え方 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正 平成29年11月10日国土建第276号)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<p>① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<p>① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設	<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p> <p>② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p>

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号)	建設工事の例示 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正 平成29年11月10日国土建第276号)	区分の考え方 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正 平成29年11月10日国土建第276号)
とび・土工・コンクリート工事		置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	<p>④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p> <p>⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>
電気工事	発電設備、変電設備、送電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号 最終改正平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号)	建設工事の例示 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正平成29年11月10日国土建第276号)	区分の考え方 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正平成29年11月10日国土建第276号)
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を配送するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	<p>① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事、サイディング工事	<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号 最終改正平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号)	建設工事の例示 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正平成29年11月10日国土建第276号)	区分の考え方 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正平成29年11月10日国土建第276号)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告物工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号)	建設工事の例示 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正 平成29年11月10日国土建第276号)	区分の考え方 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正 平成29年11月10日国土建第276号)
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<p>①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。</p> <p>③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
熱絶縁工事	工作物又は工作物の施設を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機器設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。 なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号)	建設工事の例示 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正 平成29年11月10日国土建第276号)	区分の考え方 (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号 最終改正 平成29年11月10日国土建第276号)
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

2 許可の区分

1 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事が行うこととされており、営業所(注1)の所在地の状況によって、「大臣許可」と「知事許可」に区分されます。

2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には当該都道府県知事の許可を受けなければなりません(法第3条第1項)。

このように、大臣許可、知事許可の区分は、営業所の所在地のみによってなされる区分ですから、大臣許可であっても、知事許可であっても営業できる区域又は建設工事を施工できる区域についての制限等はありません。

許可の区分	選定基準
大臣許可	山梨県内及び他の都道府県内に営業所を設ける場合
知事許可	山梨県内のみに営業所を設ける場合(注2)

(注1) **営業所** 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます(令第1条)。ここでいう「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積もり、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問いません<ガイドライン【第3条関係】2>。

このように営業所は、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいいますので、建設業に全く無関係な支店、営業所及び単に登記上の本店等に過ぎないものや、建設業に関係があっても特定の目的のために臨時に置かれる工事事務所、作業所等は該当しません。「営業所」であるか否かの判断は、当該営業所の実態に応じて行わなければなりません。少なくとも次の2つの要件を備えていることが必要です。

- ① 請負契約の見積もり、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に関する権限を有する者が常勤していること。
- ② 建設業の営業を行うべき場所を有し、各種事務台帳や電話、机等の什器備品を備えていること。

なお、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません<ガイドライン【第3条関係】2>。

(注2) 山梨知事許可を受けた建設業者が他の都道府県に営業所を設けて営業することは、法第3条第1項違反になります。

2 一般建設業の許可と特定建設業の許可

建設業の許可は、その許可を受けようとする業種ごとに、「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれかの許可を受けなければならないこととされています(法第3条第1項。なお、1つの業種について、一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。)

元請(発注者から直接請け負う者)として一定金額以上の大規模な工事を下請に出す場合には、下請負人保護等の要請から、許可要件の厳しい特定建設業の許可を受けなければなりません。特定建設業者には、一般建設業者とは異なる特別の義務が課せられます。

(1) いずれの許可を受けるべきか(法第3条第1項、令第2条)

許可の区分	選定基準
一般建設業	発注者から直接請け負う1件の建設工事について、 5,000万円 (建築一式工事については 8,000万円)以上の工事を下請に出して施工しようとするもの。
特定建設業	発注者から直接請け負う1件の建設工事について、 5,000万円 (建築一式工事については 8,000万円)以上の工事を下請に出して施工しようとするもの。(注) (注)発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の工事を下請施工させようとする時の5,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まれません。

(2) 特定建設業者のみに認められる下請契約

次の場合は、特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための下請契約を締結してはならないとされています(法第16条、法第3条第1項第2号、令第2条)。

- | |
|---|
| ア その下請契約に係る下請代金の額(注)が、1件で 5,000万円 (建築一式工事については 8,000万円)以上となる下請契約 |
| イ その下請契約を締結することにより、その下請契約及び既に締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額(注)が、 5,000万円 (建築一式工事については 8,000万円)以上となる下請契約 |
| (注)取引に係る消費税及び地方消費税を含みます。 |

(3) 特定建設業者に対する規制

特定建設業者には、下請保護、建設工事の適正な施工の確保の観点から、一般建設業者とは異なり、次のような許可基準の強化や特別の義務があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 許可基準の強化<ul style="list-style-type: none">・営業所に置く特定営業所技術者の要件(21頁参照)・財産的基礎要件(24頁参照)○ 特定建設業者の義務<ul style="list-style-type: none">・下請代金の支払期日の規制(50日以内)と遅延利息(法第24条の6)・下請代金の支払方法の制限(割引困難手形交付の禁止。法第24条の6)・下請業者の指導、違反是正、許可行政庁への通報(法第24条の7)・施工体制台帳、施工体系図の作成(法第24条の8)(61頁参照)・工事現場への監理技術者の設置(特に、公共性のある施設等の建設工事では、現場専任の監理技術者には監理技術者証が必要です。61頁参照。法第26条第2項～第6項)・下請業者の労賃不払いなどの立替払い(法第41条第2項、第3項) |
|--|

3 許可の有効期間と更新の申請

1 許可の有効期間と更新申請の期限

許可の有効期間は、許可を受けた日から**5年間**です(許可を受けた日から5年目の対応する日の前日をもって満了します。法第3条第3項)。

この場合、当該期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても、その日をもって満了することになります。引き続き建設業を営業する場合には、**有効期間満了の日前30日まで**に許可の更新の手続をとらなければなりません(規則第5条)。

2 許可の更新申請の受付開始日及び留意事項

- 更新申請の受付は、知事許可の場合にあっては許可の有効期間満了の日の2ヶ月前から受付を開始します(注)。
- 更新申請書の提出期限となる日が受付日でない場合は、提出期限の直後の受付日が実質的な提出期限となります(受付日は表紙に記載されています)。
- 更新申請を行うに当たっては、それまでの期間に係る各種変更届(事業年度ごとに決算日から4か月以内に提出する年度報告【事業報告】を含む)が適正に提出されていることが必要となります。

(注) **具体例** 令和元年8月1日が許可日の場合(有効期間満了の日:令和6年7月31日)

- ・許可の満了の日の2ヶ月前:令和6年6月1日
- ・許可の有効期間満了の日前30日:令和6年7月1日

よって、この場合の更新の許可申請書の提出は、令和6年6月1日から7月1日までに行うこととなります。

3 更新の手続を怠った場合

許可の有効期間満了日までに更新の申請書が受理されなかった場合には、許可はその効力を失い、継続して建設業を営業することができなくなります(法第3条第3項。建設業を営業するためには、改めて新規の許可申請をして新たに許可を受ける必要があります)。

また、当該効力を失った許可に係る建設業者であった者は、許可が効力を失った後に新たに注文者との間における請負契約を締結することは禁じられますが、許可がその効力を失う前に締結された請負契約に係る建設工事に限り、特例として施工することは認められています(法第29条の3)。

4 更新申請の効果

更新の申請後は、従前の許可の有効期間満了後であっても、許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です(法第3条第4項)。

4 許可を受けるための要件

建設業の許可を受けるためには、次の5つの要件をすべて備えていることが必要となります(法第7条、第8条、第15条)。

【許可要件】(注)

- ① 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること(適切な経營業務管理の体制・社会保険への加入)。
- ② 営業所ごとに営業所技術者等を専任の者として置く者であること。
- ③ 請負契約に関して誠実性を有していること。
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- ⑤ 欠格要件に該当しないこと。

(注) この許可要件は、許可の更新においてもそのまま適用されます。なお、①～④を正式には「許可の基準」といいます。

1 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること

(1) 適切な経營業務管理の体制

適正な建設業の経営を期するため、許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員(注1)のうちの1人が、また、個人である場合には本人又は支配人(注2)が、次のいずれかに該当することとされています(この要件は、一般建設業と特定建設業の両方の許可に共通します。法第7条第1号、第15条第1号)。

なお、当該要件に関連する様式は、「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」(様式第7号)、「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」(様式第7号の2)です(確認書類は37頁以下参照。)

- | | |
|---|--|
| イ | (1) <u>建設業に関し、(注3)5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</u> (注4) |
| | (2) <u>建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務を管理した経験を有する者</u> (注5) |
| | (3) <u>建設業に関し、6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</u> (注6) |
| ロ | (1) <u>建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者</u> (注7) |
| | (2) <u>5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者</u> |
| | ※ロ(1)(2)については、 <u>財務管理の業務経験を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者</u> (注8)を当該常勤役員等を直接に補佐する者(注9)としてそれぞれ置くこと |

(2) 「常勤」性の意義

ここでいう「常勤」とは、原則として主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事(テレワークを行う場合を含む。)していることをいいます<ガイドライン【第7条関係】1. ②>。

このため、他の会社の常勤役員を兼ねたり、あるいは非常勤であっても他の会社の代表取締役を兼ねたりすることはできません。また、地方自治体の首長、議長又は議員についても非常勤とはいえないため兼ねることはできません(注10)。

なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業の専任の宅地建物取引士等他の法令で専任を要するものと重複する者は、その専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き、ここでいう常勤性を欠くこととなります。

(注1) 「役員」の範囲 「役員」は、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役員、法人格のある各種の組合等の理事等をいいます。執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等については原則として「役員」には含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、「これらに準ずるもの」として含まれます<ガイドライン【第7条関係】1. ①>。

(注2) 「支配人」の意義 「支配人」とは営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します<ガイドライン【第7条関係】1. ③>。

(注3) 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はせず、全て建設業に関する者として取り扱います<ガイドライン【第7条関係】1. ④>。

(注4) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」の内容 持分会社の業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等の建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます<ガイドライン【第7条関係】1. ⑤>。なお、法人役員としての経験は非常勤役員としての経験を含まず。

(注5) 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)<u>として経營業務を管理した経験</u>とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委任を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます<ガイドライン【第7条関係】1. ⑥>。

(注6) 「補佐する業務に従事した経験<u>について</u><ガイドライン【第7条関係】1. ⑦>

「経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験(補佐経験)とは、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般に、経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)として、従事した経験をいいます。

(注7) 「役員等に次ぐ職制上の地位」 申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません<ガイドライン【第7条関係】1. ⑨>。

(注8) 「財務管理の業務経験」 とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいいます。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。これら<u>の経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者</u>におけ

る経験に限られます。＜ガイドライン【第7条関係】1. ⑧＞。

(注 9) 「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。＜ガイドライン【第7条関係】1. ⑧＞。

(注 10) 営業所技術者等との兼務について。＜ガイドライン【第7条関係】1. ⑩＞

常勤役員等、常勤役員等を直接補佐する者が営業所技術者等としての基準を満たしている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って当該営業所技術者等を兼ねることができます。

(3) 適切な社会保険への加入

令和2年10月1日から「適切な社会保険に加入していること」が許可の要件となりました。健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、その旨を届け出ることが必要です。

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人以上	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた 国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた 国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人以上	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた 国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人から4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	-	事業主、 一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※1 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※2 個人で加入するもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)

適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

2 営業所ごとに営業所技術者等を専任の者として置く者であること(注1)

(1) 説明

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には、次表に掲げる営業所技術者等を置くこととされています(注2)(法第7条第2号、第15条第2号)。

なお、当該基準に関係する様式は、「営業所技術者等証明書」(様式第8号)を基本に、技術者の資格・経験に応じて、「資格証明書の写」、「実務経験証明書」(様式第9号)、「指導監督的実務経験証明書」(様式第10号)、「監理技術者資格者証の写し」等のうち1つ又は2つ以上の添付書類が必要になります。

次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。

- イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、「指定学科表」(46頁)に掲げる学科を修めて、高等学校(旧中等学校令による実業学校を含む)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上実務の経験(注3)を有する者、又は同様に大学(旧大学令による大学を含む)若しくは高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者(指定学科卒業プラス実務経験者)
- ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者(10年以上の実務経験者)
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者
 - 具体的には次の①～③のいずれかに該当する者<昭和47年建設省告示第352号>
 - ① 許可を受けようとする建設業に応じ、それぞれ「技術者の資格表」(40頁)の資格区分に該当する者(国家資格者)
 - ② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し旧実業学校卒業程度検定規程による検定で「指定学科表」(46頁)に掲げる学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程による検定で「指定学科表」に掲げる学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
 - ③ 一級の第一次検定に合格した後3年以上の実務の経験を有する者、又は二級の第一次検定に合格した後5年以上の実務の経験を有する者(ただし、指定建設業(注4)及び電気通信工事業は除く。)
 - ④ 前記①・②・③に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者

次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。ただし、指定建設業(注4)の許可を受けようとする場合は、イ又はハ①に該当する者であること。

- イ 許可を受けようとする建設業に応じ、それぞれ「技術者の資格表」(40頁)の資格区分に該当する者(一級の国家資格者)
- ロ 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上(注5)であるものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者(指導監督の実務経験者)(注6)
- ハ ① 許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者(大臣特認者)(注7)
- ② 許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣がロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者

(2) 「専任」の意義

営業所ごとに設置する営業所技術者等は**専任の者**であることを要しますが、ここでいう「専任」の者とは、その営業所に常勤(テレワークを行う場合を含む。)して専らその職務に従事することを要する者をいいます。したがって、「専任」の者といえるためには、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中は営業所に勤務し得るものでなければな

らず、次に掲げる者は原則として「専任」の者とはいえないとして取り扱われます<ガイドライン【第7条関係】

2. (1)>。

- イ 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ロ 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む)において専任を要求される者
- ハ 建築士事務所を管理する建築士や専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において、専任性を要する営業所が他の法令により専任性を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任性を要する者を除く。)
- ニ 他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者(他の会社の代表取締役、常勤の役員、従業員等)
- ホ 地方自治体の首長、議長又は議員

(注 1) **本基準を許可の基準とする趣旨** 建設工事の適正な施工を図るためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事について、それぞれ専門の技術者(国家資格者又は実務経験者)を有していることが必要となります。さらに、建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及び履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、また、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であるのでそれぞれ専任のものでなければならないとされています。

(注 2) **営業所技術者等の人数等** 二以上の建設業について許可を受けようとする場合において、一の建設業につき法第7条第2号及び第15条第2号(以下「本号」という)のイ、ロ又はハの要件を満たしている者が、他の建設業についても同号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって同号の要件を満たしているとして取り扱うことができます。なお、常勤役員等に該当する者が営業所技術者等になることについては、勤務場所が同一である場合に限り、差し支えありません。<ガイドライン【第7条関係】2. (3)>

(注 3) **「実務の経験」の意義** 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみを行っていた経験年数は含まれませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等は「実務の経験」に含まれるものとして取り扱います<ガイドライン【第7条関係】2. (2)>。また、電気工事業については電気工事士法、消防施設工事業については消防法の定めるところにより、無資格者の実務経験は原則として認められません。なお、営業所技術者等の資格要件については、建設業者の適正な施工能力の確保の妨げとならない範囲内で、技術的な共通性の強い業種間での実務経験年数の振替えが認められる場合があります。詳細は申請窓口にて御確認ください。

(注 4) **「指定建設業」の意義** 「指定建設業」とは、施工技術(設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいいます。)の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業のことをいいます(法第15条第2項)。**土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業**の7業種については、総合的な施工技術や高度な施工技術を要する工事であり、それにふさわしい一定の国家資格が必要であることから、現在、指定建設業とされています(令第5条の2)。

(注 5) **「指導監督的実務経験」の期間計算に当たっての留意点** 許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるもの(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上であるもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上であるもの)に関しての、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要となります<ガイドライン【第15条関係】1. (1)②>。

(注 6) **「指導監督的実務経験」の内容** 発注者から最初の元請負人(いわゆる元請)として請け負った建設工事に関する経験であり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まれません<平成13年国総建第99号>。(123頁参照)

(注 7) **「大臣特認者」の取扱い** <平成元年建設省告示第128号、昭和63年建設省経建発第167号、平成7年建設省経建発第32号、31号参照>

3 請負契約に関して誠実性を有していること

法人である場合は、その法人、役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。(注1)以下同じ。)、支店又は営業所の代表者が、個人である場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為(注2)をするおそれが明かな者でないことが必要です(この要件は、一般建設業と特定建設業の両方の許可に共通します。法第7条第3号、第15条第1号)(注3)。

(注1)「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。また、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)をいい、その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合はその者も含まれます。

(注2)「不正な行為」、「不誠実な行為」の意義 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます<ガイドライン【第7条関係】3.(1)>。

(注3) 具体例 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人(支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者(支配人である者を除く。))をいいます。以下同じ。)が、申請者が個人である場合についてはその者及び一定の使用人が、建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱われます<ガイドライン【第7条関係】3.(2)>。

4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

(1) 説明

建設業は、適切な営業活動を行い、また、建設工事の適正な施工を確保するためには、その営業に当たってある程度の資金を確保していることが必要となります。このため、許可の基準として、倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において、次に掲げる財産的基礎要件を備えていることが求められます(法第7条第4号、法第15条第3号、<平成13年国総建第99号>)。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合(注6)
次の <u>いずれか</u> に該当すること。	次の <u>すべて</u> に該当すること
(イ) 自己資本(注1)の額が500万円以上であること(法人のみ)	(イ) 欠損の額(注3)が資本金の額の20%を超えていないこと
(ロ) 500万円以上の資金を調達する能力(注2)を有すること(個人及び(イ)以外の法人)	(ロ) 流動比率(注4)が75%以上であること
(ハ) 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	(ハ) 資本金(注5)の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本(注1)の額が4,000万円以上であること

(2) 判断基準

この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては許可申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行うものとします<ガイドライン【第7条関係】4.(4)、【第15条関係】2.(6)>（直前の決算が短縮決算である場合は、その決算期における財務諸表により行います。）。

ただし、特定建設業の許可を受ける場合の財産的基礎要件について、申請時直前の決算期における財務諸表上、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなる場合には、この財産的基礎要件を満たしているものとして取り扱われます<ガイドライン【第15条関係】2.(6)>。なお、許可の更新時においては、申請時直前の決算終了後の変更届出書により財産的基礎要件の適合性を判断します。

(注1) 「自己資本」の意義 「自己資本」とは、総資本から他人資本を控除したものをいい、具体的には、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主利益及び事業主借勘定の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額(貸借対照表「純資産の部」の「純資産合計」の額)をいいます<ガイドライン【第7条関係】4.(3)>。

(注2) 「500万円以上の資金の調達能力を有すること」の意義 「500万円以上の資金の調達能力を有すること」とは担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について金融機関の融資可能証明が得られることをいいます<ガイドライン【第7条関係】4.(2)②参照>。なお、融資可能証明の内容について、融資申し込みの際における、新たな融資審査又は条件付与をうたっているとみなされるものは認められません(174頁様式例参照)。

(注3) 「欠損の額」の意義 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます<ガイドライン【第15条関係】2.(2)>。

(注4) 「流動比率」の意義 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます<ガイドライン【第15条関係】2.(3)>。

(注5) 「資本金」の意義 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいいます<ガイドライン【第15条関係】2.(4)>。

(注6) 特定建設業の許可における財産的基礎要件の確認は次の計算式により行います。

	法 人	個 人
(イ) 欠損比率	{繰越利益剰余金－(資本剰余金合計＋利益準備金＋その他利益剰余金(繰越利益剰余金除く))}/資本金×100≤20%	{事業主損失－(事業主借勘定－事業主貸勘定＋利益留保性の引当金＋準備金)}/期首資本金×100≤20%
(ロ) 流動比率	流動資産合計/流動負債合計×100≥75%	流動資産合計/流動負債合計×100≥75%
(ハ) 資本金額 自己資本	・資本金≥2,000万円 ・純資産合計≥4,000万円	・期首資本金≥2,000万円 ・(期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益) －事業主貸勘定＋利益留保性の引当金＋準備金≥4,000万円

5 欠格要件に該当しないこと

以上のほか、許可を受けようとする者が次に掲げる事項に該当しないことが必要です(一般建設業と特定建設業の両方の許可に共通します。法第8条、法第17条、令第3条の2)。

なお、この要件に関係する様式は、「誓約書」(様式第6号)、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」(様式第12号)及び「令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」(様式第13号)です。

また、許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽記載、若しくは重要な事実の記載が欠けていてはなりません。

- (イ) 心身の故障により、建設業を適正に営むことができない者又は破産者で復権を得ないもの(法人の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに個人の令第3条に規定する使用人(以下「個人の使用人」という)を含む。)
- (ロ) 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等により一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(法人の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに個人の使用人を含む。)
- (ハ) 建設業の許可の取消処分に係る聴聞通知があった日から当該処分の決定があった日までの間に廃業をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの(法人の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに個人の使用人を含む。)
- (ニ) 上記(ハ)の届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過していないもの(法人の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに個人の使用人を含む。)
- (ホ) 建設業法に違反して許可行政庁から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (ヘ) 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者(法人の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに個人の使用人を含む。)
- (ト) 禁錮(R7.6.1以降「拘禁刑」)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに個人の使用人を含む。)
- (チ) 建設業法、又は一定の法令の規定(注)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに個人の使用人を含む。)
- (リ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者((ル)において「暴力団員等」という。)(法人の役員等及び令第3条に規定する使用人並びに個人の使用人を含む。)
- (ヌ) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(イ)から(リ)のいずれかに該当するもの
- (ル) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注) 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものをいいます<平成13年国総建第99号参照>。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条

- 2 刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の3(凶器準備集合・結集罪)、第222条(脅迫罪)又は第247条(背任罪)
- 3 暴力行為等処罰に関する法律
- 4 建築基準法第9条第1項又は第10項前段(これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項
- 5 宅地造成等規制法第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- 6 都市計画法第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- 7 景観法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- 8 労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第44条第1項の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- 9 職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- 10 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第59条

5 許可を受けるための手続

1 許可申請の提出から許可まで

(1) 提出場所及び受付日

申請者は、申請に必要な書類を作成し、次の場所へ提出してください。また、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による電子申請も受け付けています。

提出場所	山梨県 県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室 甲府市丸の内一丁目6番1号 北別館3階 電話055-237-1111(代表) 055-223-1843(直通)
受付時間	月～水曜日の午前9時～11時、午後1時～4時 ※ 年末年始、年度末年度始は書類整理等のため受付できないことがありますので、事前に電話や山梨県 HP にて御確認ください。
電子申請	建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP) https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001 ※電子申請するためには、gBizID の取得が必要です。

(2) 許可申請から許可までの流れ



【留意事項】

- 審査では、申請内容が「許可の基準」を満たしているか、記入漏れはないか、内容が適切か、証明(疎明)は十分かなどを許可申請書類に即して確かめます。
- 審査は完成書類の審査なので、下書き段階での作成指導には応じかねます。

(注)「許可申請書類」及び「確認書類」の説明は、次頁-3【留意事項】を参照してください。

2 許可申請書類の取扱先

許可申請書類は山梨県庁のホームページからダウンロードできます。また、次の販売所でもお求めすることが出来ます。

山梨県庁ホームページ(建設業許可申請書等様式)

で検索 又は

https://www.pref.yamanashi.jp/kentai/shinsei_yoshiki.html

販売所

一般社団法人 山梨県建設業協会
甲府市丸の内一丁目13番7号 建設会館内
電話:055-235-4421

3 許可申請書類の提出部数等

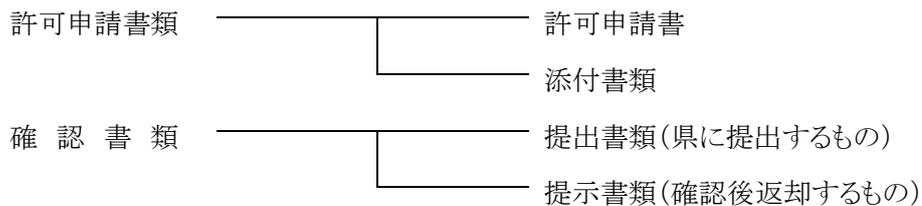
区 分	書 類	提 出 部 数
山梨県知事許可を受けようとする場合	許可申請書類	「正本」1部及び「副本」1部
	確認書類	各1部
国土交通大臣許可を受けようとする場合	許可申請書類	関東地方整備局※へ申請してください。 (経由事務廃止(R3. 4. 1～))
	確認書類	

※ 関東地方整備局建政部 建設産業第一課 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

【留意事項】

- 「許可申請書類」とは、許可申請書(様式第1号)及び法令により許可申請書に添付することが求められている書類のことをいいます(法第5条、第6条、規則第2条から第4条)。一方、「確認書類」とは、許可申請書類に記載された内容を確認するために山梨県知事に提出又は提示する書類をいいます。

【書類の区分】



- 確認書類の詳細については、37頁以下の「確認書類一覧表」を参照してください。
- 提出書類はA4判を基本とします。

4 許可の申請区分及び許可手数料等

許可の申請は、次の申請区分により行ってください。

許可の申請区分	定義	登録免許税又は許可手数料	
① 新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合	知事許可	許可手数料 9万円
		大臣許可	登録免許税 15万円
② 許可換え新規	法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合(32頁参照)	大臣許可から知事許可に許可換え	許可手数料 9万円
		知事許可から大臣許可に許可換え	登録免許税 15万円
③ 般・特新規	一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合(注1)	知事許可業者	許可手数料 9万円
		大臣許可業者	登録免許税 15万円
④ 業種追加	一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合	知事許可業者	許可手数料 5万円
		大臣許可業者	許可手数料 5万円
⑤ 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	知事許可業者	許可手数料 5万円(注2)
		大臣許可業者	許可手数料 5万円(注2)
⑥ 般・特新規 +業種追加	申請区分③と④を同時に申請する場合	知事許可業者	14万円
		大臣許可業者	20万円
⑦ 般・特新規 +更新	申請区分③と⑤を同時に申請する場合	知事許可業者	14万円
		大臣許可業者	20万円
⑧ 業種追加 +更新	業種追加に併せて更新又は更新に併せて業種追加する場合	知事許可業者	10万円
		大臣許可業者	10万円
⑨ 般・特新規 +業種追加 +更新	申請区分③と④と⑤を同時に申請する場合	知事許可業者	19万円
		大臣許可業者	25万円

【留意事項】

○ 表は、一般建設業又は特定建設業のいずれか一方のみを申請する場合の金額であり、許可手数料は一般建設業の許可と特定建設業の許可で別々に計算します。

(注1) 般・特新規の取扱い 一般建設業の許可のみを受けている者が既存の業種以外の許可業種を含めて特定建設業の許可を申請するときや、特定建設業の許可のみを受けている者が既存の一部の業種と既存の業種以外の許可業種について併せて一般建設業の許可を申請するときは、「般・特新規」になります(般・特新規+業種追加ではありません。)

一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第3条第6項の規定により、一般建設業の許可を廃業することなくそのまま「般・特新規」として取り扱われますが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該一部の特定建設業を廃業した後、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請することになります。ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業した後、新たに一般建設業の許可を申請することが必要になるので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当します(ガイドライン【第5条及び第6条関係】2.(1)②)。

(注3) 般・特両方の許可を受けている者の更新 一般建設業及び特定建設業の両許可を受けている者が般・特両方の許可を更新する場合は10万円(5万円+5万円)になります。

5 許可手数料の納入方法

許可の区分	納入方法
山梨県知事許可	山梨県収入証紙を許可申請書類(正本)の所定のはり付け欄に貼付して納入することになります。 ※電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)の指示に従って納入してください。

【留意事項】

- 山梨県収入証紙は、市町村等の県指定販売店及び県庁の売店で販売しています。
- 許可手数料は、審査の対価としてご負担していただくものですので、許可を受けられなかった場合でも還付できません(登録免許税は別)。
- 国土交通大臣許可については、国土交通省関東地方整備局に御確認ください。

6 許可通知書の交付

許可通知書は、原則として主たる営業所に郵送します。

また、更新の場合の許可通知書は、事務処理の都合上、有効期間の満了後の発送となります。

なお、許可通知書は再発行いたしませんので、許可申請書の副本と一緒に大切に保管してください。万一紛失等された場合には、建設業許可証明を受けてください(187頁参照)。

7 許可の有効期間の調整について

業種を追加すると、既存のものに加えて、別の新たな許可年月日が付与されます。この場合、許可の更新申請をそれぞれの許可年月日に応じて2回行うこととなり、許可行政庁にあっては許可事務の円滑化を阻害し、また、建設業者にあっても書類作成の手間や納付する手数料の増加を招き、法の適正な運営を図る上で不都合が生じます。このため、既存の許可業種の有効期間が残っていても、業種追加に併せて既存の許可業種に係る許可の更新申請を行い、許可年月日を一本化することができます(この場合の申請区分は「⑧業種追加+更新」となります)。

また、業種追加の際に許可年月日を一本化しなかったため2以上の許可年月日をもつに至った場合、先に有効期間が満了する業種の更新申請を行うに際し、許可の有効期間が残っている業種の更新申請についても同時に申請することにより、許可年月日を一本化することができます(この場合の申請区分は「⑤更新」となります) <以上、ガイドライン【第3条関係】5. >。

8 許可換えについて

営業所の新設、廃止、所在地の変更等により許可行政庁を異にするに至った場合、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁から新たに建設業の許可を受けることが必要です。具体的には以下の(1)～(3)のとおりです。

この場合、従前に受けていた建設業の許可の効力は、新たな許可を受けた時に失われます(法第9条第1項)。

許 可 換 え	詳 細
(1) 大臣許可から 山梨県知事許可へ	山梨県及び他の都道府県に営業所を有し国土交通大臣から許可を受けていた者が、他の都道府県にあるすべての営業所を廃止した場合には、新たに山梨県知事の許可が必要となります。
(2) 山梨県知事許可から 大臣許可へ	山梨県内のみ営業所を有し山梨県知事から許可を受けていた者が、他の都道府県にも営業所を設置する場合には、新たに国土交通大臣の許可が必要となります。
(3) 他の都道府県知事許可 から山梨県知事許可へ	他の都道府県知事の許可を受けていた者が、他の都道府県の営業所を廃止し、山梨県内にのみ営業所を設置する場合には、新たに山梨県知事の許可が必要となります。

9 許可番号等の引継ぎについて

建設業者が許可に係る建設業を承継(譲渡及び譲受け、合併、分割、相続(死亡による))する場合は、都道府県知事又は国土交通大臣の認可を受ければ建設業の許可(許可番号を含む)を引継ぐことが令和2年10月より可能となりました。詳細は、204頁以降を参照ください。

認可申請を希望する場合は、相続の場合を除き、少なくとも2か月前までに申請窓口にて御相談ください

なお、以下については、認可申請とは異なり、新規申請【山梨県独自の取扱い】となりますので、ご注意ください。

◎個人事業主の法人成り ※認可申請の要件と異なります

次の①から⑦までの**すべての要件を満たす場合**には、営業の同一性を認め、例外的に建設業の許可(許可番号を含む)の引継ぎを認めています(申請手続は、「個人の廃業届」を行った上で「法人の新規申請」をします。)

【営業の同一性】

- ① 個人事業主の建設業許可の有効期間満了の日前30日までの新規申請であること。
- ② 個人事業主が設立法人の代表者になっていること。
- ③ 個人事業主時の営業に係る債権債務が設立会社に中断なく引き継がれ、営業の同一性が保たれた承継であること(注1)。
- ④ 商号が外見上個人事業主時の名称と社会通念上同一と認められること。
- ⑤ 主たる営業所の所在地が法人設立の前後で同一であること。
- ⑥ 法人設立後3ヶ月以内の新規申請であり、かつ、法人の最初の決算期前であること。
- ⑦ 個人事業主が最大の出資者の一人となっていること。

◎ 個人事業主の傷病等による事業承継※認可申請の要件と異なります

経營業務を補佐した経験のある配偶者又は子息等(3親等以内に限る)が次の①から⑦までのすべての要件を満たしている場合に限り、例外的に建設業の許可(許可番号を含む)の引継ぎを認めています(申請手続は、「個人の廃業届」を行った上で承継者が「新規申請」をすることとなります。)

【事業承継】

- ① 旧事業主の建設業許可の有効期間満了の日前30日までの新規申請であること。
- ② 旧事業主が傷病等(心身の障害等により業務に耐えられない場合を含む)又は引退(満65歳以上)となった場合であること。
- ③ 新事業主に、旧事業主を補佐して6年以上、建設業に従事していた実績があること(注2)。
- ④ 新事業主が旧事業主の事業承継者であること。
- ⑤ 旧事業主の営業に係る債権債務が中断なく引き継がれ、営業の同一性が保たれた承継がなされていること(注3)。
- ⑥ 商号が承継の前後で同一であること。
- ⑦ 主たる営業所の所在地が承継の前後で同一であること。

(注1) **債権債務の継続性に係る確認書類(法人成り)** 営業に係る債権債務を中断なく引き継いでいるか否かの確認書類として、①個人の事業主が県税事務所長あて提出した廃業届の写、②設立法人が県税事務所長あて提出した事業開始の届出書の写、③個人事業主としての事業を廃止した時点における貸借対照表と損益計算書及び④設立法人の創業時の貸借対照表が必要となります(要提出)。

(注2) **補佐経験の確認書類** 事業主を補佐して6年以上、建設業に従事していたか否かの確認書類として、①被承継者に係る6年分の確定申告書の写し(承継者の氏名が「事業専従者」又は「給料賃金の内訳」の欄に明記されたものであること。)及び②戸籍謄本又は抄本等(被承継者と承継者との身分関係を確認できる範囲で揃えること。)が必要となります(要提出)。

(注3) **債権債務の継続性に係る確認書類(事業承継)** 営業に係る債権債務を中断なく引き継いでいるか否かを確認するための書類は、①被承継者が県税事務所長あて提出した廃業届の写、②承継者が県税事務所長あて提出した事業開始の届出書の写、③被承継者の廃業時点における貸借対照表と損益計算書及び④承継者の創業時の貸借対照表となります(要提出)。